明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターから住所等の変更の届出があった件（国家公安委二五）　一
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人徳島県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件（同二六）
○有限会社航空保安警備教育システムから代表者の氏名の変更の届出があった件（同二七）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一七七）
○ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇六）
○平成三十年度において社会教育主事の講習を実施する件（文部科学一四七）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一二八八～一三〇六）　二
○高速自動車国道に関する件（国土交通七二四～七二八）　五
○砂防法第二条の土地の指定をする件（同七二九～七三二）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同七三三）　七
○信号符字を点附した件（同七三四）　七
○信号符字を取り消した件（同七三五）　七
○船舶国籍証書は無効となった件（同七三六）　八
○船舶国籍証書を無効とした件（同七三七）　八
○海上における射撃訓練等を実施する件（防衛一二四）　九
○海上における射撃訓練等を実施する件（同一二五～一三一）　九
○道路に関する件（中国地方整備局五九）　九
○都市計画に関する件（北海道開発局九七、九八）　九

〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
内閣　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一〇
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一二

〔公告〕
諸事項
官庁
押収物還付、第三者所有物の没収、有権者申出方関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他

告示

○国家公安委員会告示第二十五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターから住所等の変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年六月十一日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

一　公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターの住所
(一)　変更前の住所　福島県福島市山下町五番二十八号
(二)　変更後の住所　福島県福島市中町八番二号
二　公益財団法人福島県暴力追放運動推進センターの代表者の氏名
(一)　変更前の代表者の氏名　北村　清士
(二)　変更後の代表者の氏名　齋藤　裕司
三　差止請求関係業務を行う事務所の所在地
(一)　変更前の所在地　福島県福島市山下町五番二十八号
(二)　変更後の所在地　福島県福島市中町八番二号
四　変更を行った年月日　平成三十年四月十日

○国家公安委員会告示第二十六号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条の五第一項の規定により適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人徳島県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があったので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第十五条の六第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年六月十一日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

一　公益財団法人徳島県暴力追放県民センターの代表者の氏名
(一)　変更前の代表者の氏名　枡富　洋幸
(二)　変更後の代表者の氏名　小林惣治朗
二　変更を行った年月日　平成三十年四月一日